

議案第120号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

第1条 渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成18年渋川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の212.5」を「100分の222.5」に、「100分の127.5」を「100分の133.5」に、「100分の63.75」を「100分の66.75」に改める。

第2条 渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

別表中「100分の222.5」を「100分の217.5」に、「100分の133.5」を「100分の130.5」に、「100分の66.75」を「100分の65.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
在職期間	割合	在職期間	割合
6か月	<u>100分の222.5</u>	6か月	<u>100分の212.5</u>
3か月以上6か月未満	<u>100分の133.5</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の127.5</u>
3か月未満	<u>100分の66.75</u>	3か月未満	<u>100分の63.75</u>

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
在職期間	割合	在職期間	割合
6か月	<u>100分の217.5</u>	6か月	<u>100分の222.5</u>
3か月以上6か月未満	<u>100分の130.5</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の133.5</u>
3か月未満	<u>100分の65.25</u>	3か月未満	<u>100分の66.75</u>